

みんな

20歳になったら、国民年金



国民年金って、何十年もあとにもらうものでしょ。わたしたちまだ若いんだから老後なんてずっと先のことだし……

国民年金は、老後の暮らしや病気・事故で障がいが残ったときなど、いざという時の生活を働いている世代みんなが支える制度です。

日本に住所を有する20歳～60歳までのすべての人に加入が義務づけられており、20歳になると日本年金機構から「国民年金加入のお知らせ・基礎年金番号通知書・保険料納付書」が届きます。（原則20歳到達者の国民年金加入届は不要です）

国民年金のポイント

老後のためだけのものではありません！

国民年金は、老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。

○障害年金

病気や事故で障がいが残ったときに受け取ることができます。

○遺族年金

加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子」のある配偶者）や「子」が受け取ることができます。

基礎年金番号通知書は就職して厚生年金に加入するときに、将来年金を受け取るタイミングに必要になりますので、大切に保管してください。

国民年金保険料のお支払い

○国民年金の保険料

令和5年度の1カ月の保険料は、16,520円です。

○「前納割引制度」があります

保険料をまとめて前払い（前納）すると割引が適用されます。

○口座振替・クレジットカード

カードなどのお支払い、口座振替を利用すると、金融機関等に行く手間と時間が省け、納め忘れも防ぐことができます。さらに、「早割（当月末納付）」や「前納」で納めると保険料が割引されます。

また、コンビニエンスストアやスマートフォンアプリを使用した電子（キャッシュレス）決済などでも支払うことができます。

「学生納付特例制度」

「納付猶予制度」について

収入が少なく、保険料の支払いが困難な場合は、保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

○学生納付特例制度

学生の間は、保険料を猶予し、社会人になってから納める制度です。審査があり、前年所得が基準額以下の学生本人が対象となります。

学生とは、学校教育法に定める大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校などに在籍する人です。

○納付猶予制度

学生でない50歳未満の人で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に保険料の納付が猶予される制度です。

※学生納付特例・納付猶予を受けるためには手続きが必要が必要です。



【問合せ先】 ・ねんきん加入ダイヤル ☎0570-003-004
・日本年金機構鳥取年金事務所 ☎0857-27-8311
・役場税務住民課 ☎75-4118